

## 電気需給約款の改定について

2024年9月1日付で以下のとおり、電気需給約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

### 1. 主な変更点

- ・回収事務手数料の追加

### 2. 電気需給約款 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
第1条 第1項	<p>1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用、<u>収納代行における回収事務手数料</u>は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>
第15条 第3項	(新規項目追加)	<p><u>(4) 収納代行</u> 第(1)号、第(2)号または第(3)号により、支払うことができなかった、もしくは支払うことができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾のもと収納代行会社が発行する払込票を利用して払い込む方法をいいます。この方法によりお客さまが支払いをする場合、当社が指定する方法に限ります。この場合、お客さまは当社に対して回収事務手数料、一通あたり550円（税込）を請求書に記載の料金と共にお支払いいただきます。</p>
第15条 第4項	(新規項目追加)	<p><u>(3) 前項第(3)号口座振替（決済代行）による場合、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</u> <u>(4) 前項第(4)号代行収納による場合、お客さまが収納代行会社発行の払込票を利用して料金等を支払ったことを当社が確認できたとき。</u></p>

<p>第 27 条 第 1 項</p>	<p>前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。</p>	<p>前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、<u>解約希望日の7日前までに</u>当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。</p>
-------------------------	--	---